

意見募集案件	北広島市観光基本計画の策定について
担当課	経済部商業労働課 電話 011-372-3311 内 625

意見募集期間	平成 25 年 3 月 15 日(金)から平成 25 年 4 月 15 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(商業労働課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 3 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  経済部商業労働課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス: syougyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 25 年 5 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北広島市総合計画における重点施策である「にぎわい・魅力づくりプロジェクト」を進めるため、市民や観光関連事業者と目標を共有して観光まちづくりを推進する。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 行政だけでなく観光関連事業者や市民と目標を共有し、力を合わせることで観光のまちづくりを推進していくことをめざします。 (3) その案の根拠となる法令等 観光立国推進基本法(観光庁)、北海道観光のくにづくり条例(北海道) (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 多くの観光客が本市を訪れることにより、本市の経済の活性化や地域振興に有機的に結びつけていくという「社会的効果」と「経済的効果」など重要な役割を担っています。
対象となる政策等 の原案	北広島市観光基本計画(案)
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 25 年 5 月北広島市庁議を経て策定予定